

## 第1章 総 則

### 第1節 目的等

（目的）

第1条 この計画は、消防法第8条の2第1項及び第36条の規定に基づき、\_\_\_\_\_全体（以下「防火対象物全体」という。）の防火・防災管理についての必要事項を定め、火災の予防及び火災、大規模地震、その他災害（以下「火災等」という。）による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この計画に定めた事項については、\_\_\_\_\_に勤務し、出入りする全ての者に適用する。

（管理権原の及ぶ範囲）

第3条 各事業所の管理権原の及ぶ範囲は、別表1「管理権原の範囲一覧」のとおりとする。

### ★第2節 防火・防災管理業務の一部委託

（防火・防災管理業務の委託）

第4条 防火対象物全体の防火・防災管理業務の一部の委託を受けて行う者（以下「受託者」という。）は、この計画に定めるところにより、管理権原者、統括防火・防災管理者等の指示、命令を受けて、適正に業務を実施する。

2 受託者の防火対象物全体の防火・防災管理業務の実施範囲及び方法は、別表2「防火・防災管理業務委託状況表」のとおりとする。

### 第3節 災害想定

（災害想定）

第5条 震度6強程度の地震が発生した場合に予測される被害想定等は、別表3「被害想定及び具体的対策」のとおりとする。

2 統括防火・防災管理者及び各防火・防災管理者は、前項の被害想定等に基づき、日常の防火・防災管理業務を行うとともに、従業員の防火・防災意識の向上及び震災時の活動技術向上のため、教育・訓練を行うものとする。

#### 第4節 管理権原者の責務等

(各管理権原者の責務)

第6条 各管理権原者は、この計画を遵守し、防火対象物全体についての安全性を高めるように努め、次の事項について責務を有する。

- (1) 管理権原者間の協議により、防火対象物全体の防火・防災管理業務を適正に遂行できる権限と知識を有する者を統括防火・防災管理者に選任すること。
- (2) 統括防火・防災管理者に、防火対象物全体についての消防計画の作成その他防火対象物全体の防火・防災管理業務を行わせること。
- (3) 統括防火・防災管理者を選任（解任）した場合、横須賀市\_\_\_\_\_消防署へ届け出ること。
- (4) 統括防火・防災管理者が防火対象物等全体についての防火・防災管理上必要な業務を遂行できるよう相互に連携・協力すること。
- (5) 火災が発生した場合、自衛消防活動の全般についての責任を共同で負うこと。
- (6) 火災等発生の情報を受けた場合、自衛消防本部の設置を自衛消防隊長に指示すること。
- ★(7) 一部委託した防火・防災管理業務が確実に遵守されるよう相互に協力すること。

#### 第5節 統括防火・防災管理者と防火・防災管理者等の責務等

(統括防火・防災管理者の責務)

第7条 統括防火・防災管理者は、次の権限と責務を有し、防火対象物全体についての防火・防災管理業務を遂行する。

- (1) 防火対象物全体の消防計画の作成（変更）及び届出に関すること。
  - (2) 防火対象物全体の消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の定期的な実施に関すること。
  - (3) 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理に関すること。
  - (4) 火災等が発生した場合における自衛消防活動体制に関すること。
  - (5) 火災等の発生時の消防隊に対する必要な情報提供等に関すること。
  - (6) 防火対象物全体の消防計画の管理権原者への周知に関すること。
  - (7) その他防火・防災管理上必要と認める事項に関すること。
- 2 統括防火・防災管理者は、防火対象物全体の防火・防災管理上必要な業務を行う場合、各事業所の防火・防災管理者に対して必要な事項を指示することができる。
- 3 統括防火・防災管理者は、消防機関等に対する全体の消防計画の届出、報告及び防火・防災管理業務に関する記録等を編纂し、保管しなければならない。

(各防火・防災管理者の責務)

第8条 各事業所の防火・防災管理者は、統括防火・防災管理者の指示、命令を遵守するとともに、次に掲げる防火・防災管理上必要な事項について統括防火・防災管理者に報告する。

- (1) 防火・防災管理者を選任（解任）したとき
- (2) 消防計画を作成又は変更するとき
- (3) 各種法定点検、定期点検の実施及び結果
- (4) 火気使用設備器具又は電気設備の新設、移設、改修を行うとき
- (5) 消防用設備等の不備欠陥が発見されたとき又は改修するとき
- (6) 臨時に火気を使用するとき
- (7) 消防計画に定めた訓練を実施するとき
- (8) 防火・防災管理業務を委託するとき
- (9) 統括防火・防災管理者から指示命令された事項の結果
- (10) その他防火・防災管理業務上必要な事項

2 各事業所の防火・防災管理者は、この計画と整合を図り、事業所ごとに消防計画を作成し、防火・防災管理業務を行う。

3 各事業所の防火・防災管理者は、他の防火・防災管理者と相互に連絡を保ち、協力して防火・防災管理業務を遂行する。

#### ★第6節 防火・防災管理委員会の設置

(防火・防災管理委員会の設置等)

第9条 統括防火・防災管理者は、防火対象物全体の防火・防災管理業務の効果的な推進を図るため、防火・防災管理委員会を設ける。

2 防火・防災管理委員会の構成は、別表4「防火・防災管理委員会構成表」のとおりとする。

3 防火・防災管理委員会委員長は、会議を\_\_\_月と\_\_\_月に行い、次の場合は、臨時に開催するものとする。

- (1) 社会的反響の大きな火災、地震などによる被害が発生したとき
- (2) 防火管理者などからの報告、提案により必要と認めるとき

4 防火・防災管理委員会は、防火・防災管理業務の効果的な推進を図り、訓練の結果等を踏まえた本計画の改善、見直しを行うため、次の事項について審議する。

- (1) 防火対象物全体の消防計画の変更に関すること。
- (2) 防火・避難施設、消防用設備等の点検・維持管理に関すること。
- (3) 自衛消防訓練に関すること。
- (4) その他防火・防災管理上必要なこと。

5 統括防火・防災管理者は、防火・防災管理委員会の審議結果を各管理権原者に報告す

るとともに、必要に応じて本計画を見直すものとする。

## 第2章 予防的活動

### 第1節 予防管理

(防火・防災管理状況の把握)

第10条 統括防火・防災管理者は、各事業所の防火・防災管理者等と連携を図り、防火対象物全体を把握するものとする。

(点検・検査)

第11条 防火対象物及び防災管理並びに消防用設備等の法定点検は、次によるものとする。

(1) 防火対象物及び防災管理の法定点検

ア 防火対象物及び防災管理の法定点検は、共用部は\_\_\_\_\_の責任により行い、各事業所の占有部分は各事業所の管理権原者の責任により行う。

イ 統括防火・防災管理者及び当該事業所の防火・防災管理者は、法定点検に立ち会ふ。

(2) 消防用設備等の法定点検

ア 消防用設備等の法定点検は\_\_\_\_\_の責任により行う。

イ 統括防火・防災管理者及び当該事業所の防火・防災管理者は、法定点検に立ち会ふ。

2 建物等の自主検査及び消防用設備等の自主点検は、別表5「防火対象物の自主検査表」及び別表6「消防用設備等自主点検表」に基づき、定期的に行うものとする。

3 建築基準法に定める防火・避難施設の定期調査を行い、建物の維持管理に努めるものとし、統括防火・防災管理者及び当該事業所の防火・防災管理者は定期調査に立ち会ふものとする。

(不備欠陥箇所の改修)

第12条 防火対象物、防災管理、消防用設備等、建物等の法定点検及び自主検査・点検を実施した結果、不備欠陥又は改修する事項がある場合、各管理権原者の責任の範囲により、統括防火・防災管理者又は防火・防災管理者が改修計画を策定する。

2 防火対象物、防災管理、消防用設備等、建物等の法定点検及び自主検査・点検で発見された不備欠陥箇所の改修等は、改修計画に基づき各管理権原者の責任の範囲により行う。

(工事中の安全対策)

第13条 建物内の消防用設備等の改修工事、用途変更等、不定期に行われる工事において、関係法令の適合の確認や工事中の火気管理等の確認など防火・防災上の安全対策に関する

る事項は、防火対象物全体の消防計画に定める事項を遵守するとともに、共用部分については統括防火・防災管理者、事業所の占有部分については各事業所の防火・防災管理者が工事中の安全対策を樹立する。

- 2 統括防火・防災管理者は、改装等の工事で消防用設備等及び避難施設の機能に影響を及ぼす工事、火気の使用を伴う工事を行う際は、当該工事を行う各事業所の防火・防災管理者と協議し、「工事中の消防計画」を消防機関に届け出るものとする。
- 3 統括防火・防災管理者及び各防火・防災管理者は、前2項の工事中の安全対策、「工事中の消防計画」等の実施状況について、必要に応じ現場確認を行い、法令適合や火気管理等、防火上の安全を確認するものとする。

(収容人員の管理)

第14条 統括防火・防災管理者及び各防火・防災管理者は、防火対象物内の混雑が予想される場合、あらかじめ入場制限等の措置を講じるとともに避難経路の確保や避難誘導員の配置等必要な措置を行うものとする。

(防火・防災管理維持台帳への記録)

第15条 管理権原者及び統括防火・防災管理者は、防火対象物全体（各事業所の占有部分を除く。）の防火・防災管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめて防火・防災管理維持台帳を作成し、整備、保管しておくものとする。

## 第2節 出火防止の管理

(出火防止対策)

第16条 防火対象物全体の火気使用設備器具等、喫煙管理及び放火防止対策など出火防止業務に関する事項は、この計画に定める対策を遵守するとともに、共用部分については統括防火・防災管理者、事業所の占有部分については各事業所の防火・防災管理者が責任を持って行うものとし、各事業所の消防計画に定めるものとする。

(放火防止対策)

第17条 放火防止対策について、各事業所の消防計画に定めるほか、統括防火・防災管理者は、次の対策を推進する。

- (1) 死角となりやすい通路、階段室、洗面所等に可燃物を置かない。
- (2) 物置、ごみ集積所等の施錠管理を徹底する。
- (3) 挙動不審者の監視を行う。
- (4) 監視カメラ等による死角の解消及び不定期巡回による監視を行う。
- (5) その他必要な事項

### 第3節 避難施設等の管理

(避難施設等に対する管理及び遵守事項)

第18条 統括防火・防災管理者は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守するものとする。

(1) 避難口、廊下、階段、避難通路その他の避難施設

ア 避難の障害となる設備を設け又は物品を置かないこと。

イ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。

ウ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持管理すること。

(2) 火災が発生したとき延焼を防止し、又は有効な活動を確保するための防火設備

ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を保持し、閉鎖の障害となるくさびや物品を置かないこと。

イ 防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。

2 各事業所の廊下、階段、避難口、避難通路の確保など、避難上必要な施設等の維持管理に関する事項は、各事業所の消防計画に定めるものとする。

3 各事業所の防火・防災管理者は、避難施設、防火設備の役割を従業員等に十分認識させるとともに、定期的に点検、検査を実施し、施設、設備の機能確保に努めるものとする。

## 第3章 災害活動事項

### 第1節 自衛消防組織の編成

(自衛消防組織の編成等)

第19条 各管理権原者は、火災等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、次により共同で自衛消防組織を編成するものとする。

2 自衛消防組織には、統括管理者を置き、本部隊及び地区隊を編成するものとする。

(1) 統括管理者には、自衛消防業務講習受講者等の法定資格者がその任にあたる。

(2) 統括管理者は、その任務の代行者（以下「統括管理者の代行者」という。）を定める。

3 本部隊に、班を置く。

(1) 本部隊に置く班は、指揮班（通報連絡（情報）班）、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班とし、各班に班長を置く。本部隊の班長は、自衛消防業務講習受講者等の法定資格者がその任にあたる。

(2) 防災センターを本部隊の活動拠点とし、防災センター勤務員を本部隊の中核として配置する。

4 地区隊に地区隊長及び班を置く。

(1) 地区隊に置く班は、通報連絡班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班とし、各班に班長を置くものとする。

(2) 地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに統括管理者への報告、連絡を密に行わなければならない。

5 自衛消防組織の編成及び主たる任務は、別表7「自衛消防隊の編成と任務」のとおりとする。

## 第2節 自衛消防組織の運用体制

(自衛消防隊の活動範囲)

第20条 自衛消防隊の活動範囲は、防火対象物全体とする。

2 隣接する防火対象物からの災害を阻止する必要がある場合は、統括管理者の判断に基づき活動する。

(統括管理者の権限・責務等)

第21条 統括管理者は、火災、地震その他の災害が発生した場合の自衛消防活動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

2 統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛消防組織の機能が有効に発揮できるよう隊を統括する。

3 統括管理者は、消防隊へ必要な情報提供等を行い、消防隊との連携を密にしなければならない。

4 管理権原者は、統括管理者の代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

(地区隊長の責務)

第22条 地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに、統括管理者への報告及び連絡を密に行わなければならない。

(自衛消防組織の装備)

第23条 管理権原者は、自衛消防組織に必要な装備品を装備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛消防組織の装備品は、別表8「自衛消防組織の装備と資機材」のとおりとする。

(2) 自衛消防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛消防隊の指揮命令系統)

第24条 管理権原者は、災害発生時の報告を受けた場合は、次の各号により統括管理者に指揮に当たらせる。

(1) 防災センターに自衛消防本部の設置

- (2) 収集情報及び地区隊長からの報告に基づく自衛消防活動の開始時期の決定
- (3) 消防機関到着後の自衛消防組織の活動状況及び被害状況の報告並びに消防機関の指揮下での活動

(休日、夜間における自衛消防活動)

第25条 休日、夜間における自衛消防活動は、第19条で定める任務分担にとらわれることなく、在館する隊員が次の各号に掲げる措置を行う。

- (1) 通報連絡
- (2) 初期消火
- (3) 避難誘導
- (4) 消防隊への情報提供

### 第3節 地震発生時の活動

(地震発生時の初期対応)

第26条 地震発生時は、揺れが収まるまで身体の安全を図ることを第一とし、揺れが収まった後に活動を行う。

#### 2 情報収集

- (1) 情報は、災害活動の拠点となる防災センターに一元化し収集する。
- (2) 防災センター勤務員は、建物図面等の関係資料を速やかに準備する。
- (3) 防災センター勤務員は、総合操作盤、館内テレビモニター、館内巡視員等から情報収集する。

#### 3 防災センター機器障害発生時の対応

防災センターの総合操作盤等の障害により、機器による情報収集ができなくなった場合は、速やかに情報連絡員を増強し、館内を巡回させ情報収集を行う。

#### 4 安心情報の提供

防災センター勤務員は、揺れが収まった後、早期に館内放送を行い、在館者の不安感の除去に努めるとともに負傷者の発生状況及び館内の被害状況の提供を呼びかける。

#### 5 初期対応

- (1) 火気使用設備器具の直近にいる者は、揺れを感じたとき又は大きな揺れが収まった後、電源や燃料バルブを遮断する。
- (2) 統括管理者は、在館者の安全確保のため、揺れが収まった後に次の各号に掲げる内容を放送する。
  - ア エレベーターの使用禁止
  - イ エスカレーターの使用禁止
  - ウ 落下物からの身体防護の指示
  - エ 屋外への飛び出しの禁止



- (3) 二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検、検査を実施しながら、異常が認められる場合は、使用禁止等の応急措置を行う。

(被害状況の確認)

第27条 統括管理者は、建物全体の被害及び活動状況を一元化し管理する。

## 2 被害及び活動状況の把握

- (1) 統括管理者は、総合操作盤、監視カメラ等の機器情報及び館内巡回等により情報収集を行う。
- (2) 統括管理者は、各地区隊長からそれぞれの担当区域における被害及び活動状況について報告を受ける。
- (3) 地震発生直後の情報収集は、負傷者、閉じ込め者の発生状況、火災等の二次災害の有無、建物構造等の損壊状況を優先とする。

## 3 被害状況等の伝達

- (1) 統括管理者は、地区隊長に対し建物全体の被害状況及び各隊の活動状況を伝達し、災害活動の円滑化を図る。
- (2) 統括管理者は、必要に応じて館内放送により館内の被害状況や活動状況等を伝達し、在館者の不安解消を図る。
- (3) テレビやラジオ等からの情報を収集し、必要に応じて館内放送で伝達する。特に、帰宅困難者の発生に備えた交通機関の状況及び二次災害に備えた余震、津波等の発生危険について正確な情報の収集に努め、必要に応じて在館者に伝達する。

(救出救護)

第28条 救出救護活動は、生存率の高い時間内に迅速かつ効率的に行う必要があり、消防機関等の迅速な活動が期待できない場合は、自衛消防組織が主体となって行う。

## 2 救出救護の原則

- (1) 損壊建物等の下敷きとなっている者の救出活動は、同時に火災が発生している場合には、原則として火災制圧後に行う。
- (2) 救出の優先順位は、人命の危険が切迫している者を優先とするが、多数の要救助者が発生している場合には、救出作業が容易な者を優先とする。

## 3 二次災害の防止

- (1) 要救助者及び救出作業者の安全を確保するための監視員を配置し、二次災害の発生防止に努める。
- (2) 不測の事態に備えて消火器や水バケツ等を準備する。
- (3) 救出作業でチェーンソーやエンジンカッター等を使用する場合は、機器の取扱いに習熟した者が行い、事故防止に努める。

## 4 応援の要請等

(1) 地区隊長は、救出活動に際し、必要と認める場合は、統括管理者に応援要請を行うとともに、周囲の者に協力を求める。

(2) 救出活動が困難と判断した場合には、直ちに統括管理者に連絡し、消防機関への通報を依頼する。

#### 5 応急救護所の設置及び搬送

(1) 本部隊の応急救護班は、大きな揺れが収まった後、早期に応急救護所を設置する。

(2) 応急救護班は、負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、被害状況により、緊急を要する場合は、地域防災計画に定める救護所、医療機関に搬送する。

(3) 救出活動にあたっては、救出場所、時間、程度等を記入した傷病者カードを活用する。

(4) 消防機関による搬送が困難である場合は、搬送手段及び経路等を選定し、早期の搬送に努める。

(地震による出火防止への対応)

第29条 地震による火災は、同時多発とともに消火設備の機能の低下等により対応が困難となることから出火防止等の徹底を図る。

(1) 火気使用設備器具の直近にいる者は、地震を感じたとき又は大きな揺れが収まったときには、電源の遮断及び燃料バルブの閉鎖を行う。

(2) ボイラー等火気使用設備の担当者は、燃料の自動停止装置の作動確認及びバルブの閉鎖を行う。

#### 2 火災の早期発見

各地区隊長は、担当区域内の出火危険場所に消火班を派遣し、早期発見・消火を行う。

(火災発生時の対応)

第30条 火災発生時は、次により活動を行う。

#### 2 通報・連絡

(1) 火災を発見した者又は地区隊の通報連絡班は、119番通報及び防災センターに火災の状況を通報する。

(2) ぼやで消えた場合であっても、消防機関へ通報する。

#### 3 初期消火

(1) 本部隊の初期消火班は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。

(2) 地区隊の初期消火班は、近くにある消火器及び屋内消火栓設備を使用して消火活動を行う。

#### 4 避難誘導

(1) 地区隊の避難誘導班は、避難経路図に基づいて、避難誘導を行う。

(2) 放送設備、携帯用拡声器等を使用して落ち着いて行動するよう呼びかける。

(3) 地区隊の避難誘導班は、負傷者及び逃げ遅れ者の確認を行い、統括管理者に報告する。

(4) エレベーターによる避難は、原則として禁止する。

## 5 安全防護

(1) 逃げ遅れ者がいないことを確認後、防火戸や防火シャッターを閉鎖する。

(2) 空調設備及び常用エレベーターの使用は禁止する。

(避難施設・建物損壊への対応)

第31条 統括管理者は、総合操作盤、館内テレビモニター等からの情報、地区隊長からの被害情報等を総合的に判断し、安全な避難経路の選定を行う。

(1) 地区隊長は、揺れが収まった後、通報連絡班に担当区域内の避難口、廊下、避難階段等の防火戸、防火シャッターの開閉状況を確認させ、安全な避難経路を選定するとともに統括管理者に報告する。

(2) 統括管理者は、防火戸、防火シャッターの開閉等の機能障害を把握した場合は、速やかに代替の避難経路を選定し、地区隊長に指示する。

(3) 火災が拡大し消火が困難となった場合は、要避難者の避難完了を確認した後、防火戸及び防火シャッターを閉鎖し区画する。

2 スプリンクラー設備等の自動消火設備の損壊等が確認された場合は、出火に備え消火器及び水バケツ等を配置するとともに、水損防止措置を図る。

## 3 安全区画の形成

(1) 安全防護班は、防火戸や防火シャッターの自動閉鎖機能に障害が発生した場合は、手動操作により閉鎖する。

(2) 統括管理者は、建物損壊や収容物の倒壊等によって、防火戸、防火シャッターの閉鎖障害が発生した場合は、当該区画内の要避難者の確認及び避難誘導を行う。

(避難誘導)

第32条 統括管理者は、地震が発生した場合、パニック防止を図り、地震の規模や周辺地域の状況を踏まえて、避難の可否を判断するものとする。

2 防災関係機関から避難命令があった場合は、前項の規定によらず、速やかに避難誘導を行う。

3 避難誘導を行う際は、視覚障害者、外国人等へ配慮する。

(避難上の留意事項)

第33条 統括管理者は、地震時の避難については、在館者等の混乱防止に努めるほか、次によるものとする。

(1) 統括管理者及び地区隊長は、避難の準備として一時的に身体の安全が図れる場所で

の待機を指示する。

- (2) 統括管理者は、全館一斉避難が必要と判断した場合は、階・区画別に避難の順序を決定する。
- (3) 統括管理者は、避難の開始にあたって地区隊長と連携し、各階の避難経路に避難誘導員を配置する。
- (4) 統括管理者は、自力避難困難者の対応のため、応急救護班から介助要員を指定し、対応にあたらせる。
- (5) 避難誘導班の班長は、逃げ遅れ者の有無を確認し、完全に避難が終了した場合は、本部に避難終了の連絡を行う。

## 2 一時退避場所への避難

事業所の天井落下、収容物の転倒落下、火災が発生するなど危険が切迫した場合は、一時退避場所である\_\_\_\_\_に避難する。

## 3 避難場所への避難

火災の延焼状況及び建物の損壊・倒壊等の状況を判断し、危険が切迫しているときは、地域防災計画に定める避難場所へ誘導する。

- (1) 避難場所に誘導するときは、避難場所(\_\_\_\_\_)までの順路、道路状況、被害状況について説明する。
- (2) 避難する際は、徒歩とする。
- (3) 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、避難の際には先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- (4) 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

(復旧作業等の実施)

第34条 防火・防災管理者及び統括管理者は、復旧作業又は建物を使用再開するときは、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 復旧作業に係る工事人に対する出火防止等の教育を徹底する。
- (2) 復旧作業に係る立入禁止区域を指定するとともに、従業員等に周知徹底する。
- (3) 復旧活動と事業活動が混在する場合は、相互の連絡を徹底するとともに監視を強化する。
- (4) 復旧工事に伴い、通常と異なる利用形態となることから避難経路を明確にするとともに従業員に周知徹底させる。

## ★第4節 南海トラフ地震に対する対策

(南海トラフ地震に対する対策)

第35条 南海トラフ地震に係る地震防災対策推進に関する特別措置法の規定に基づき、南海トラフ地震が発生した場合の地震防災対策は、別に定める\_\_\_\_\_

南海トラフ地震防災規程によるものとする。

#### 第5節 その他の災害に対する対応

(その他の災害への対応)

第36条 従業員等及び地区隊長は、毒性物質の発散があった場合又は、発散のおそれを発見した場合は、統括管理者及び防災センターに連絡するものとする。

2 統括管理者は、前項の連絡を受けた場合又は原因不明の多数の死傷者等が発生した場合は、直ちに立入禁止区域を設定し、在館者に避難を命じる。

3 統括管理者は、第1項の情報を消防、警察等に連絡し、その指示に従うものとする。

### 第4章 教育訓練

#### 第1節 教育

(各管理権原者の取組み)

第37条 各管理権原者は、事業所の防火・防災管理者及び従業員等に対する防火教育について計画的に実施し、防火・防災意識と行動力の向上を図るものとする。

(防火・防災管理者の教育)

第38条 統括防火・防災管理者および各事業所の防火・防災管理者は、各種講習会や研究会に参加し防火・防災管理に関する知識・技術の向上を図るものとする。

2 各事業所の防火・防災管理者は、防火・防災管理再講習を期限内に受講しなければならない。

(自衛消防組織の要員に対する教育)

第39条 管理権原者は、円滑な自衛消防活動を行うため、自衛消防業務に従事する者への教育を次により推進する。

(1) 統括管理者及び本部隊の班長に、自衛消防業務講習を受講させるものとする。

(2) 自衛消防組織の充実を図るため、計画的な自衛消防業務講習の受講を推進し、要員の育成に努めるものとする。

(従業員等の教育)

第40条 各事業所の従業員等に対する防火・防災に関する教育は、各事業所の消防計画に定める。

(統括管理者等の資格管理)

第41条 統括防火・防災管理者は、統括管理者及び本部隊の自衛消防業務に従事する者の講習受講状況を別表9「資格管理票」により管理するものとする。

## 第2節 訓練の実施

(従業員等の訓練)

第42条 統括防火・防災管理者は、従業員等に対し、火災、地震その他の災害等が発生した場合、迅速かつ的確に所定の行動ができるよう次により訓練を定期的実施するものとする。

### 1 総合訓練

- (1) 火災総合訓練
- (2) 地震総合訓練

### 2 個別訓練

- (1) 指揮訓練
- (2) 通報訓練
- (3) 消火訓練
- (4) 避難訓練
- (5) 救出救護訓練
- (6) 安全防護訓練
- (7) その他特殊災害に係る対応訓練

### 3 その他の訓練

- (1) 建物平面図、配置図等を使用し、災害を想定した図上訓練
- (2) 自衛消防活動に供する機器、装備の取扱訓練

### 4 訓練の実施時期は次表のとおりとする。

訓練の種別		実施時期	備考
総合訓練	火災を想定した訓練	月	通報、消火、避難の訓練の要素を取り入れた総合訓練を実施する。
	地震を想定した訓練	月	避難の訓練を主体とした総合訓練を実施する。
部分訓練		月、月	通報、消火、避難等の訓練を必要に応じて、個別に実施する。

5 訓練参加者は、各事業所の全ての従業員等とする。

6 統括防火・防災管理者は、必要に応じて、各事業所の防火・防災管理者に対し、当該訓練への参加を指示することができる。

(訓練時の安全対策)

第43条 統括防火・防災管理者は、訓練時における訓練参加者の事故防止等を図るため、訓練実施前、訓練実施中、訓練実施後の安全管理を実施するものとする。

(消防機関への通報)

第44条 統括防火・防災管理者は、第42条に掲げる自衛消防訓練を実施しようとするときは、「消防訓練通報書」により、事前に消防機関へ通報すること。

また、訓練を実施した結果を「消防訓練記録書」により記録すること。

## 雑 則

(経費の分担)

第45条 本計画に基づき、経費を必要とする事業を行うときは、その都度協議し、経費の分担を決定するものとする。

附 則

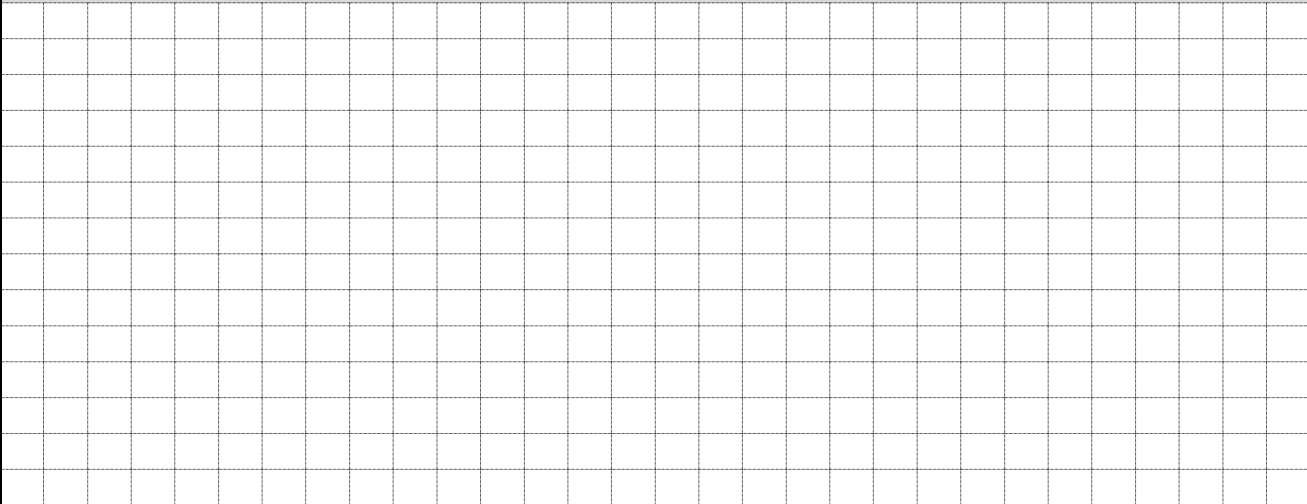
この計画は、            年    月    日から施行する。

(★は該当する場合に記載)

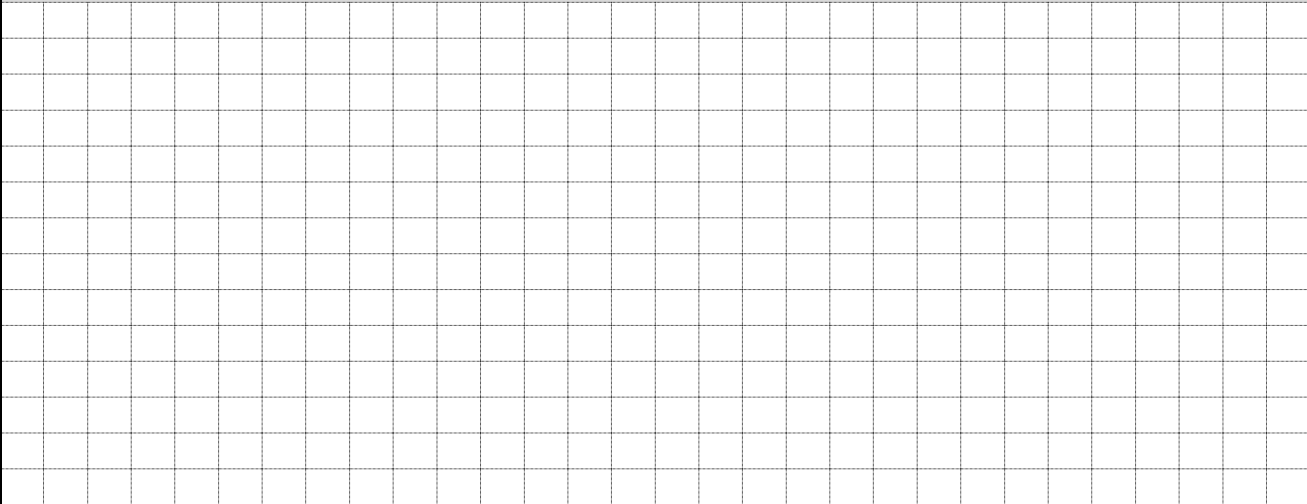




平面图（ 階部分）



平面图（ 階部分）



平面图（ 階部分）





## 被害想定及び具体的対策

被害の対象		想定の方法	被害の具体的事象	設定する目標	対応行動の具体化	
					応急対策的事項	予防的事項
建築構造	建築構造	建築年度、構造形式、階数、耐震補強の有無を根拠に想定 新耐震基準対応につき震度6強程度の揺れに対し耐久するが多少の被害あり	建物構造の被害を一部確認 1階ビロティの柱に亀裂あり 床にひび割れあり	避難か待機の判断を 早急に決定	建築の専門家による 損傷箇所の確認	耐震工事 耐震補強工事
	外壁・窓ガラス・ 看板	階ごとの揺れの大きさを予測 過去の被害事例から被害状況を推定	外壁の一部落下あり 建物周囲にガラスが散乱	負傷者の発生防止	建物周囲への接近禁 止	立入禁止措置範囲の設定 防護庇の設定
	内装や天井	1階ロビー天井が落下 照明器具も一部落下し破損	在館者を安全な場所 へ誘導 破損ガラスの片付け 清掃		器具・機器の固定	
建築設備等	エレベーター	全面停止 停止に伴う被害 エスカレーターは、周囲の状 況を勘案	最寄階到着後に停止、使用不可 閉じ込め事故発生	閉じ込め者の救出	負傷者有無の確認と 状況説明 消防隊・エレベーター 管理会社への連絡	エレベーター管理会社と 復旧・救出フローの確認
	エスカレーター		エスカレーター停止 負傷者なし	転倒による負傷者の 発生防止	使用禁止措置 「停止」表示に切替え	非常時の運用ルールを確 認
	空調・換気設備	設計、施工上の強度、耐震診 断結果、過去の実例等に基づき、 損壊、防火、防災上の機能停止 等の被害を想定	空調・換気設備の配管が折損 停電で使用不能	空調の早期復旧 代替設備の準備	配管工の手配と修理	設計・施工業者に配管の 耐震性を確認
	ボイラー・発動発 電機、燃料タンク 等	重油燃料の一部漏洩 火災発生なし	二次災害（火災）の 発生防止。	燃料の回収作業の実 施	可燃物や不要物の放置禁 止 防火区画の機能確認	
避難施設等	非常口の扉	構造、形状等を個別に耐震診 断し、過去の被害事例を勘案し て推定	事務室の扉枠変形で開閉不能 閉じ込め者発生	閉じ込め者の救出	安否確認と救出	安否確認方法の確立 扉の解錠方法の事前確認
	廊下や非常階段		事務室から出火 各室や廊下に煙が滞留	煙による窒息被害の 防止	煙発生階は○分以内 に避難完了	防火区画の機能確認
	内装材やガラス		壁掛けの鏡が落下 避難経路にガラスが飛散	ガラスによる負傷者 の発生防止 避難経路の妨害防止	飛散ガラスの清掃	飛散防止フィルム貼付 固定強化
	事務室内の家具等		什器の転倒・落下・移動	負傷者の発生防止	転倒、落下・移動しそ うな物への接近禁止	什器の固定化
	階段室や非常口		従業員が階段室や非常口に殺 到避難路が渋滞		パニック防止の非常 放送実施	パニック防止放送の内容 確認

被害の対象		想定の方法	被害の具体的事象	設定する目標	対応行動の具体化		
					応急対策的事項	予防的事項	
消防用設備等	防火シャッター・防火扉	設置場所における揺れの状況等から建物構造部の変形程度を推定し、各消防用設備等の耐震措置の状況、過去の事例から被害を推定	障害物放置による防火シャッターの閉鎖障害	煙による窒息被害の防止	誘導員の配置による立入禁止措置	防火シャッターの付近の物の除去	
	スプリンクラー設備		スプリンクラーヘッド損傷による不時放水	漏水被害の拡大防止	火災未発生確認後、制御弁を閉止	制御弁室の位置確認	
	自動火災報知設備		煙感知器連動防火戸の故障による不作動	煙による窒息被害の防止	誘導員の配置による立入禁止措置	定期的な防火戸の機能点検の実施	
	不活性ガス消火設備		不活性ガス消火設備のボンベの転倒	ボンベ転倒による負傷者の発生防止	ボンベ室の立入禁止	ボンベの固定強化	
	屋内消火栓設備		屋内消火栓設備ボックスの変形	屋内消火栓設備の使用可能化	ボックスの扉の開放可能化	定期的な開放状況の確認	
収容物等	室内の備品	各階の耐震診断結果等に基づいて揺れの大きさを推定し、各階の収容物等の量、形状、固定措置等を個別に確認し、被害を想定	各テナントの棚類や物品は固定対策不備で、転倒、落下、移動が発生	転倒、落下、移動してきた物による負傷者発生防止	転倒、落下・移動しそうな物への接近禁止	棚、物品等の固定強化	
	照明器具等		吊り照明が多く、窓際に近いものは振動により緩衝し損傷	落下物による負傷者発生防止	落下しそうな物への接近禁止	固定強化	
	室内の書棚、ロッカー、家具等		各テナントの棚類や物品は固定対策不備で、転倒、落下、移動が発生	転倒、落下、移動してきた物による負傷者発生防止	転倒、落下・移動しそうな物への接近禁止		
	パーティション		吊り下げ式、固定済みを除くパーティションが転倒	転倒物による負傷者発生防止	転倒しそうな物への接近禁止	移動式パーティションの管理徹底	
電気・水道・交通	停電による客室の照明	地域防災計画におけるライフラインに対する被害想定及びハザードマップから、周辺社会基盤の被害を想定 復旧までの所要日数を電気は5日、水は45日、ガスは60日として想定	外部からの電力供給が遮断され非常電源の通電箇所以外は停電	室内移動時の負傷者発生防止	非常電源による最小限の照明の確保	定期的な非常電源の確認	
	停電による廊下、階段、ロビーの照明			建物内移動時の負傷者発生防止			
	断水		外部から水の供給が遮断されるが、屋上タンクの貯水分に限り使用可能	脱水による体調不良者の発生防止	備蓄飲料水の配付		飲料水等の防災用品を在館者に個別に配布
	断水時のトイレ			使用可能なトイレの情報提供	非常用トイレの配置及び携帯用トイレの配付		非常用トイレの配置及び携帯用トイレの配付
	交通			全面的な周辺交通の麻痺状態	無理な帰宅を抑制		待機場所の設置

被害の対象		想定の方法	被害の具体的事象	設定する目標	対応行動の具体化	
					応急対策的事項	予防的事項
通信	外線電話	防火対象物内の受信設備、サーバー等の配置場所、各階の揺れや変形の状況、各種機材の耐震性等から、災害時に使用可能か否かを個別に推定 推定不能の場合は、通常の通信手段として使用不可	通常電話は、使用が著しく困難	緊急電話の回線確保	使用可能な電話の確保	複数の種類の電話を準備
	内線電話		内線電話ラインが切断され通話不可。サーバー損傷で通信不可	緊急の連絡手段を確保	トランシーバー等による連絡手段の確保	非常用連絡手段として必要な器材を準備
	公設消防への連絡		専用回線を用いた通常使用は可能	確実な通信手段の確保	通報の可否の確認	複数の種類の電話を準備
一次被害等	食堂等の火気使用区域からの火災	過去の事例から、火災発生の火元となる箇所を想定 火元となる箇所の自動停止等の状況や建物等の基本被害、消防用設備等被害を勘案し、火災発生箇所とその数及び延焼の可能性を推定	一部の食堂等から火災発生	負傷者発生防止	初期消火の実施と立入禁止措置	消火設備の確認と初期消火体制の強化
	火気使用設備器具、電気機器からの出火		喫煙室の出火や短絡による火災発生			
	機械室、ボイラー室からの出火		短絡による火災発生			
	ガス使用設備からのガス漏洩		食堂からガス漏洩			
出火による館内における煙の充満	出火場所、建物構造、対策措置の状況から煙の充満等を想定 自衛消防組織対応不可能	スプリンクラー損傷区画から火災発生により一部で延焼拡大			煙発生階は○分以内に避難完了	防火区画の機能確認
人的被害（死傷）	天井等の破損、照明器具の落下による死傷	各フロア、室内、ロビー等における在館者数の状況から死傷者の発生、通行障害等の被害を推定 揺れによる直接的な死傷者に加え、火災やパニックの発生に伴う二次被害による被害を想定 棚類、物品の転倒、落下、移動による破損及びそれらの設置場所から死傷者数を推定	揺れの大きい上層階を中心に落下物による死傷者発生	死傷者を最小限に抑制	死傷者を早急に安全な場所へ移動	救出救護方法の確認と訓練の強化
	ガラスの破損による死傷		窓ガラス等の破損により死傷者発生			
	家具等の転倒、落下、移動による死傷		固定対策不備により転倒、落下、移動に起因する死傷者発生			
	火災、煙による死傷 屋外退去者の落下物による負傷		延焼地区付近で自力脱出困難者の一部が死傷し、出入口へ集中した群集が屋外へ突出して死傷			
	避難中のパニックによる死傷		避難中にパニックが発生し死傷			

防火・防災管理委員会構成表

	事業所（テナント）名 役職・氏名	備考
委員長		
副委員長		
委員		

## 防火対象物の自主検査表

実施項目及び確認箇所		検査結果
建 物 構 造	(1) 柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
	(2) 天井 仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	
	(3) 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食・ゆるみ、著しい変形等がないか。	
	(4) 外壁・ひさし 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。	
避 難 施 設	(1) 避難通路	
	ア 避難通路の幅員が確保されているか。	
	イ 避難上支障となる物品等を置いていないか。	
	(2) 階段 階段室に物品を置いていないか。	
	(3) 避難口	
ア 扉の開閉方向は避難上支障ないか。		
イ 避難階段等に通じる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障害物はないか。		
火 気 使 用 設 備 器 具	(1) 厨房設備	
	ア 可燃物品からの保有距離は適正か。	
	イ 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。	
	ウ 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。	
	(2) ガスストーブ、石油ストーブ	
	ア 自動消火装置は、適正に機能するか。	
イ 火気周囲は、整理整頓されているか。		
電 気 設 備	電気器具	
	ア コードの亀裂、老化、損傷はないか。	
	イ たこ足の接続を行っていないか。	
	ウ 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。	
そ の 他	危険物	
	ア 容器の転倒、落下防止措置はあるか。	
	イ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。	
	ウ 整理清掃状況は適正か。	
検査実施者氏名	検査実施日	統括防火・防災管理者確認

(備考) 検査を実施し、良の場合は○を、不備のある場合は×を、即時改修した場合は△を付する。  
なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに統括防火・防災管理者に報告するものとする。

## 消防用設備等自主点検表

消防用設備等	確認箇所	点検結果
消火器 (年 月 日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。	
	(2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	
	(3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。	
	(4) ホースに変形、損傷、老化がなく、内部に詰まりがないか。	
	(5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備 (移動) 粉末消火設備 (移動) (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	
	(2) 扉は確実に開閉できるか。	
	(3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。	
	(4) 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	
	(3) 送水口の変形及び操作障害はないか。	
	(4) スプリンクラーヘッドに漏れ、変形はないか。	
	(5) 制御弁は閉鎖されていないか。	
水噴霧消火設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	
	(3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡消火設備 (固定) (年 月 日実施)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	
	(3) 泡のヘッドの詰まり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 (固定) (年 月 日実施)	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動起動装置)	
	(2) 手動起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。	
	(3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷などはないか。	
	(4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋外消火栓設備 (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	
	(2) 扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納庫」と表示されているか。	
	(3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	



動力消防ポンプ設備 (年 月 日実施)	(1) 常置場所の周囲に、使用上の障害となる物品はないか。	
	(2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。	
	(3) 管そう、ノズルに変形、損傷はないか。	
自動火災報知設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、適正な位置にあるか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。	
	(4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガス漏れ火災警報設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、適正な位置にあるか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所変更による未警戒部分がないか。	
	(4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食がないか。	
漏電火災警報器 (年 月 日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。	
消防機関へ通報する火災報知設備 (年 月 日実施)	(1) 操作上の障害となる物品はないか。	
	(2) 本体及び遠隔起動装置に変形、損傷がないか。	
非常ベル (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 操作上の障害となる物品はないか。	
	(3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備 (年 月 日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。	
	(2) 放送設備により、放送ができるか。	
避難器具 (年 月 日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。	
	(2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在が分かりにくくなっているか。	
	(3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部を塞いでいないか。	
	(4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。	
	(5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯 (年 月 日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。	
	(2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。	
	(3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。	
	(4) 不点灯、ちらつき等がないか。	

消防用水 (年 月 日実施)	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物品がないか。	
	(2) 道路から吸管投入口又は採水口までの消防自動車の進入通路が確保されているか。	
	(3) 地下式の防火水槽、池等は水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となる物品がないか。	
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	(3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。	
	(4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。	
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	(3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物品がないか。	
	(4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。	
	(5) 表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント設備 (年 月 日実施)	(1) 周囲に使用上の障害となる物品がないか。	
	(2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。	
	(3) 表示灯は点灯しているか。	
備 考		
点 検 実 施 者 氏 名		統括防火・防災管理者確認

(備考) 点検を実施し、良の場合は○を、不備のある場合は×を、即時改修した場合は△を付する。  
 なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに統括防火・防災管理者に報告するものとする。

### 自衛消防隊の編成と任務（編成表）

<本部隊>

統括管理者 _____
----------------

統括管理者の代行者兼副隊長 _____
------------------------

管  
理  
権  
原  
者

指揮班（通報連絡（情報）班） （__名）
班長 _____
班員 _____

初期消火班 （__名）
班長 _____
班員 _____

避難誘導班 （__名）
班長 _____
班員 _____

安全防護班 （__名）
班長 _____
班員 _____

応急救護班 （__名）
班長 _____
班員 _____

<地区隊>



## 自衛消防隊の編成と任務（任務表）

### 1 本部隊の任務

班	災害等発生時の任務	警戒宣言等が発せられた場合の組織編成	警戒宣言等が発せられた場合の任務
指揮班 (通報連絡(情報)班)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握</li> <li>2 消防機関への情報や資料の提供、消防機関への通報</li> <li>3 在館者に対する指示</li> <li>4 関係機関や関係者への連絡</li> <li>5 消防用設備等の操作運用</li> <li>6 避難状況の把握</li> <li>7 地区隊への指揮や指示</li> <li>8 その他必要な事項</li> </ol>	<p>通報連絡(情報)班は、情報収集担当として編成する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 報道機関等により警戒宣言発令等に関する情報を収集し、統括管理者に連絡する。</li> <li>2 周辺地域の状況を把握する。</li> <li>3 放送設備、掲示板、携帯用拡声器等により在館者に対する周知を図る。</li> <li>4 食料品、飲料水、医薬品等及び防災資機材の確認をする。</li> <li>5 在館者の調査</li> <li>6 その他</li> </ol>
初期消火班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 出火階に直行し、屋内消火栓による消火作業に従事</li> <li>2 地区隊が行う消火作業への指揮指導</li> <li>3 消防隊との連携及び補佐</li> </ol>	<p>初期消火班は、点検措置担当として編成する。</p>	<p>建物構造、防火・避難施設、電気、ガス、消防用設備等、危険物の点検及び保安の措置を講じる。</p>
避難誘導班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 出火階及び上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達</li> <li>2 非常口の開放及び開放の確認</li> <li>3 避難上障害となる物品の除去</li> <li>4 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告</li> <li>5 ロープ等による警戒区域の設定</li> </ol>	<p>避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。</p>	<p>混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避難誘導を行う。</p>
安全防護班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖</li> <li>2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止</li> <li>3 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置</li> </ol>	<p>安全防護班は、点検措置担当として編成する。</p>	<p>上記の初期消火班の任務と同様とする。</p>
応急救護班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急救護所の設置</li> <li>2 負傷者の応急処置</li> <li>3 救急隊との連携、情報の提供</li> </ol>	<p>応急救護班は、情報収集担当として編成する。</p>	<p>上記の通報連絡(情報)班の任務と同様のほか、救出資機材等の確認をする。</p>

## 自衛消防隊の編成と任務（任務表）

### 2 地区隊の任務

班	災害等発生時の任務	警戒宣言等が発せられた場合の組織編成	警戒宣言等が発せられた場合の任務
通報連絡班	防災センターへの通報及び隣接各室への連絡	通報連絡班は、情報収集担当として編成する。	テレビ・ラジオ等により情報を収集する。
初期消火班	消火器等による初期消火及び本部隊初期消火班の誘導	初期消火班は、点検担当として編成する。	担当区域の転倒、落下防止措置を講じる。
避難誘導班	出火時における避難者の誘導	避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。	本部の指揮により、避難誘導を行う。
安全防護班	水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作	安全防護班は、点検担当として編成する。	上記の初期消火班の任務に同じ。
応急救護班	負傷者に対する応急措置	応急救護班は、応急措置担当として編成する。	危険箇所の補強、整備を行う。

## 自衛消防組織の装備と資機材

任務別	品 名			
	用意する資機材	チェック	用意した方がよい資機材	チェック
指揮	消防計画（自衛消防活動要領）		携帯用拡声器	
	建物図面（平面図・配管図・電気設備図等）		指揮本部用の資機材及び標識（隊旗）	
	名簿（従業員・宿泊者・入院者等）		照明器具（懐中電灯・投光器等）	
	非常通報連絡先一覧表		情報伝達機器（トランシーバー等）	
初期消火	防火衣又は作業衣		可搬消防ポンプ	
	消火器具		破壊器具（とび口等）	
			防水シート	
避難誘導	マスターキー		ロープ	
	切断器具（ドアチェーン等切断用）		誘導の標識（案内旗等）	
	名簿（従業員・宿泊者・入院者等）			
	携帯用拡声器			
	照明器具（懐中電灯等）			
安全防護	キー，手動ハンドル（防火シャッター，エレベーター，非常ドア等）		エンジンカッター	
	救助器具（ロープ，パール，ジャッキ等）		油圧式救助器具セット	
	建物図面（平面図・配管図・電気設備等）			
応急救護	応急医薬品		応急救護所設置資機材（テント，ベッド等）	
	担架		受傷者記録用紙	
			車イス	
			自動体外式除細動器（AED）	
その他	非常用搬出品リスト（契約書類，台帳，PC，電子記録等）		防水シート	
	災害用活動服，ヘルメット，運動靴，手袋，警笛		保管標識	
			携帯用発電機	



消防訓練通報書

年 月 日		
横須賀市 消防署長		
防火（防災）管理者 氏名 _____		
防火対象物名称 (テナント名称)		
防火対象物所在地		
実施日時	年 月 日	時 分から 時 分まで
参加予定人員	名	連絡先
訓練種別	<input type="checkbox"/> 総合訓練 <input type="checkbox"/> 消火訓練 <input type="checkbox"/> 通報訓練 <input type="checkbox"/> 避難訓練	
消防職員派遣	希望する ・ 希望しない	
119番通報	する（ <input type="checkbox"/> 火災通報装置 <input type="checkbox"/> 固定電話 <input type="checkbox"/> 携帯）・しない 通報時間： 時 分頃 <u>※5分前に指令課（046-822-0119）に確認の連絡をしてください</u>	
借用資機材	<input type="checkbox"/> 水消火器（ 本・ <input type="checkbox"/> 標的） <input type="checkbox"/> AED（ 台） <input type="checkbox"/> DVD	
	借用日： 年 月 日	返却日： 年 月 日
訓練の概要		

※職員派遣については、ご希望に添えない場合があります。

※通報訓練は、災害発生等により中止又は延期していただく場合があります。

※AEDの貸出しは、応急手当普及員、応急手当指導員の資格取得者等に限りません。

※借用資機材の破損については、借用者側による原状復帰となります。



第3号様式（第7条関係）

消防訓練記録書

実施日時	年 月 日	時 分から 時 分まで
参加人員	名	
訓練種別	<input type="checkbox"/> 総合訓練 <input type="checkbox"/> 消火訓練 <input type="checkbox"/> 通報訓練 <input type="checkbox"/> 避難訓練	
使用資機材	<input type="checkbox"/> 水消火器 <input type="checkbox"/> AED <input type="checkbox"/> DVD <input type="checkbox"/> その他（ ）	
訓練想定	<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他の災害（ ） 具体的な内容：	
所感 (全体評価・反省 点等)		
記録作成者		

※消防計画に基づく訓練実施後に記入し、保管してください。